

損傷を予防するための提言に関する情報提供について」の事務連絡が出されていますが、実際の教育現場や家庭では、まだまだ正確な認識と理解が進まず、対応も後手に回ってしまうため、再就学・再就職のタイミングを失ってしまい、生活全般に不安、不便、孤独を感じ、最悪、鬱状態に陥ってしまう人も多く、特に罹患年齢が低年齢であれば発達障害とみなされ、見過ごされ、引きこもるか施設に預けられるかの二者択一になっているのが現状でございます。

また、重篤な事案となった場合にも事故の初動調査がおくれがちになることにより、事案の経緯が明確にならないため、介護・医療・補償問題をも後手に回ってしまい、最悪、家庭の崩壊へと陥っている家族も多く、事故調査をないがしろにしてしまうがために、同様の事故を繰り返し起こしてしまっているのが現状です。

そこで、下記のとおり、国・政府等関係機関に、意見書を提出していただきますよう陳情します。

陳情事項

国・政府等関係機関に対し、以下の内容を要請する意見書を提出すること。

脳しんとう及び軽度外傷性脳損傷への対応について

1－＜教育機関での周知徹底と対策＞

各学校などの教師・保健師・スポーツコーチ及び救急救命士・救急隊員に、＜ポケットSCAT2＞の携帯を義務づけること。

あわせて、むち打ち型損傷、もしくは、頭頸部に衝撃を受けたと推測される事故・事案が発生した場合は、本人の訴えだけではなく、症状を客観的に正確に観察して判断を下すとともに、家庭・家族への報告も義務づけ、経過観察を促すこと。

2－＜専門医による診断と適切な検査の実施＞

脳しんとうを疑った場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受け、CT/MRIだけではなく、神経学的検査の受診も義務づけるとともに、＜SCAT3（12歳以下の場合はチャイルドSCAT3）＞を実施し、対応できる医療連携体制の構築を進めること。

3－＜周知・啓発・予防措置の推進と相談窓口の設置＞

脳しんとうについて、各自治体の医療相談窓口等に相談対応のできる職員を配置し、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知・予防をより一層図ること。

4－＜園内・学校内で発生した場合の正確かつ迅速な調査・開示の実施＞

保育園・幼稚園及び、学校内で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者へ連絡するとともに第三者調査機関を設置し迅速に事故調査、及び開示を行うこと。

以上